

愛知大学法務研究科 2014年度
外部評価委員による自己点検評価書・訪問調査評価 結果報告書

見出しの件について、外部評価委員として以下のとおり評価結果を報告いたします。

1. はじめに

下記のとおり訪問調査を行ったところ、最初に浅井正愛知大学法務研究科長より、今回の外部評価委員を引き受けたことに対するお礼の挨拶があった。続いて森山文昭法務研究科教学主任より、愛知大学法務研究科は「独立行政法人 大学評価・学位授与機構」の定める基準に従い、法科大学院を運営していること、そして5年毎の本評価の間に自己点検評価ならびに外部評価を実施することになっており、今回実施する訪問調査に関する意義について説明があった後、事務局より以下のとおりスケジュールと外部評価委員の案内および紹介があった。

実施日時	2015年2月20日(金)
実施会場	愛知大学車道校舎 13階第4会議室
実施時間	訪問調査内容
10:00~10:10	浅井研究科長挨拶、実施内容説明
10:10~11:20	報告書に基づく意見交換
11:20~11:45	施設見学 7階 K702 法廷教室 6階 院長室、共同研究室、ミーティングルーム 5階 法科大学院図書室(自習室) 車道教学課、保健室、学生相談室
11:50~12:30	実地調査講評 意見交換、懇談会

外部評価委員

No.	氏名	所属役職名
1	岡村幹吉	税理士法人おおぞね会計事務所代表
2	高井和伸	ジュピター法律事務所弁護士 (学校法人藤村学園理事長)



続いて、事前に外部評価委員宛てに郵送された、「愛知大学法科大学院自己評価報告書（以下「報告書」と略す）について、質疑及び意見交換を行った。

2. 報告書に関する指摘事項



報告書に基づく意見交換の中で、外部委員の立場から述べさせていただいた内容は以下のとおりである。

外部評価委員 高井和伸

（ジュピター法律事務所弁護士・学校法人藤村学園理事長）



愛知大学法科大学院（以下「本法科大学院」という。）の入学定員が40名から30名、そして20名に減員したのは残念であるが、一方で入学定員を満たすための努力をしても、法科大学院を取り巻く現状が非常に厳しくやむを得ないので止むを得ないが、これまで以上の発展を期待している。

本学の特色を生かしたグローバル化に対応するビジネスローヤーの育成について

愛知大学は、前身校の中国上海「東亜同文書院（大学）」、台湾の「台北帝国大学」、朝鮮半島の「京城帝国大学」、中国東北の「ハルピン学院」等から第2次大戦後引揚げした教職員と学生、または国内からの教員などが愛知県豊橋の地に集い、中部地区唯一の法文系の旧制大学として創立されたこと、また後に名古屋大学に法学部設立をするため、愛知大学教員が移籍したことなど、中部地方での法学人材養成の教育機関としての歴史は最も古い。「東亜同文書院（大学）」卒業生や、かつての法経学部、現在の法学部や経済学部にあった「中国コース」、あるいは現代中国学部で学んだ卒業生は、学んだ中国関連の知識や語学運用能力を発揮し、各界で大きくアジア、特に中国へ羽ばたき活躍する者が多い。その特色を生かして法科大学院でも今後もそのような人材を輩出できるよう強化してはどうか。具体的には理念・目的に掲げる「ビジネスローヤー」の養成として、たとえば法律の知識以外にも「現代中国法」、「現代中国語Ⅰ」「現代中国語Ⅱ」などの講義があるのでそれを活用し、あるいは海外インターンシップや卒業生、同窓会等を活用し、中部地区の自動車産業をはじめとする多くの海外進出する企業で活躍できるよう、中国関連の法令を理解し、中国語を使って専門的に適切なサービスを提供できる法曹の人材を養成してはどうか。

(1) 愛知大学の特色を生かした地域社会に貢献するホームローヤーの育成について

- ・創立期からの愛知大学生は、苦学でも純情で学問に励む姿勢が本学の学生の気質としての特徴であった。
- ・愛知大学は豊橋校舎地域政策学部をはじめとして地方都市の政策を研究しており、法科大学院も三遠南信地区への法曹過疎地域への進出を果たしたことは良い方針だと思う。
- ・政府が掲げる地方創生等に関する政策*に合致してくると思われるので、進めていってはどうか。
- ・この地域はトヨタ自動車関連の産業が発展しており、産業界の法整備等にも活躍できる人材を送り込むことができるよう手を組んでいってはどうか。

*「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」まち・ひと・しごと創生法案の概要：少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

まち：国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

- ・東京で先日、愛知大学及び愛知大学ロースクールの卒業生・修了生の弁護士の同窓会が発足し10名ほどが集まったが、今後うまく束ねていきたい。

(2) 六法全書、基本書について

- ・六法編集も時代の潮流で変化しているが、院生の手になじみ、利用しやすい六法を選書し、常日頃手元で十分活用できるようにすべき。
- ・科目ごとに基本書の統一をした方が、教育効率は上がるはずである。またきちんとすべてを読ませる。そのためにも製本のきちんとした本を利用することで、法曹の心得を身に付ける教育配慮として重要と考える。

(3) 教育体制の整備について

司法試験対策の知識の詰め込みではなく、初代研究科長の新堂先生がおっしゃった、学生・教職員による「団体戦」としての結束を高め、法曹としての考え方、法曹実務を効率的に身に付けてほしい。

外部評価委員 岡村幹吉（税理士法人おおぞね会計事務所代表）



経営的・教育的配慮からすると、法科大学院生の人数を増やすべきであるが、一方で入試合格者を多く出すことによって結果的に学生の質を低めていくのは良くない。

試験対策一辺倒の学生が、法曹界で実務に携わるようになった際に、条文を読み実務に応用できないということが無いよう、しっかり法科大学院の意義に合う教育を継続してほしい。

(1) 評価報告書の記載事項に関して

- ・P3 教育の目的・目標が途中書きのように見えるがいかがか、途中書きならば改善してほしい。
- ・科目区分が分かりにくい。特に法科大学院の授業科目はたいていが法律科目であるが、

P7に記載の、「法律基本科目以外の法律科目」という表現に対してどの科目が「法律基本科目以外の法律科目」かが分かりにくい。

・履修者数の「最大人数」が21ページと22ページで異なるのはなぜか。研究生は講義科目を履修でき、その数を含むかそうでないから異なるのか。*

・定期試験に対する学生への出題意図や講評をする件、クレーム対応方法の件は優れていると評価できる。

*この点については、詳細の説明書きが無いことによる解釈の相違が発生したものと後に判明した。

(2) 一般の方にも分かりやすい報告書について

・外部評価委員を含め、一般に公開する報告書であるならば、分かりやすくしてほしい。本報告書は専門用語が多く我々委員をはじめ公開する相手に関係者以外であるならば、専門用語には必ず注釈を入れるなどの工夫を凝らしてはどうか。

(3) 履修者を1名でも受け、授業を展開していることについて

・自身の経験を踏まえ、1名では講義が非常に行いにくく、途中から学生が履修を断念するケースも発生するなど、教員としても講義に対する張り合いを持ちにくい側面もある。せめて3名以上の履修希望者が揃った科目について開講するなどの取り決めをしたほうが、良いのではないか。

3. 全体の評価講評

今回の訪問調査を踏まえた最終的な評価は以下のとおりである。



【優れた点】

(1) 名古屋市中心部に位置し、地下鉄出入口より直ぐのキャンパスは地の利が抜群であり、個人に割り当てられている学習机(キャレルデスク)は、24時間利用できる図書室内に配置され、安静な環境で学習ができる。また、キャンパス全体がコンパクトで利用しやすく、設備環境が整っている点が評価できる。

【特色ある点】

(1) 全国で49番目の旧制大学として、長年法学系の学生を輩出してきた歴史を重んじ、中部地区で法曹を精力的に養成している点は評価できる。

【留意すべき点】

(1) 愛知大学の強みを法科大学院でも展開できないか。「ローマ法のボローニャ大学」というフレーズに対して、「中国・アジア法の愛知大学」をキーワードとして展開してはどうか。

(2) 学生一人の講義については開講しなくても良いのではないか。1年次基礎の段階であれば、法律家として何かを認識するのに独学のできるので、講義は、やはり複数学生が集まり実施するのが本質ではないか。

(3) 10年、20年後を見据えた教育の理念を掲げて運営してほしい。

(4) 元最高裁判所初代事務総長であられた、愛知大学第2、4代本間学長の意志を継ぎ、弁の立つという意味での「ケンカに強い卒業生」というのを売りにするのも良いのではないか。

(5) 自身の経験を踏まえ、学生の頃は教員の指導が無くても使える施設に集まり、合格した先輩が後輩を教えあって、毎年確実に合格者を輩出していた。互いに切磋琢磨し、教えあう状況、雰囲気づくりをしてそれを引き継いでいけると良いのではないか。

【改善すべき点】

(1) 報告書については、専門家でなくても分かりやすいように工夫を加えてほしい。たとえば専門用語を括弧書きにするあるいは注釈をつけるなど。特に外来語が現在文部科学省をはじめとし、多用されており、広く一般の方々が意味を理解するには困難である。

(2) 例えば「シラバス」は、講義概要・計画、「ディプロマポリシー」は学位に関する方針などと併記する、あるいは注釈をつける等の工夫をしてほしい。ほかに、「ICT」、「キャレルデスク」、「GPA」など、専門用語に解説が必要ではないか。

(3) 「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」ではどう違うかが科目名では判断できないので、科目内容の判別できるように工夫してはどうか。たとえば「民法（総則）」、「民法（物権法）」など。

【是正を要する点】

特になし

法科大学院関係者(責任者)面談者リスト


No.	氏名	所属役職名
1	浅井 正	法科大学院長(教授) 専任教員 弁護士
2	森山 文昭	教学主任(教授) 専任教員 弁護士
3	秦 俊一郎	車道教学課課長
4	大島 秀文	車道教学課学事係長
5	花川 昌樹	車道教学課書記

参考 外部評価用配布資料

No.	資料名称
1	愛知大学法務研究科自己点検評価報告書
2	愛知大学法務研究科 2015 年度パンフレット
3	愛知大学法務研究科 2015 年度入試要項
4	愛知大学法務研究科 2014 年度ガイドブック
5	愛知大学法務研究科 2014 年度授業科目シラバス
6	愛知大学法務研究科ホームページ内容
7	愛知大学 2014 年度出講案内

以上

2015年3月23日

高井 和伸 

岡村 幹吉 